

認定こども園くさかべ幼稚園 重要事項説明書

令和7年度の保育・教育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

令和7年6月1日現在

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 和光学園
事業者の所在地	山梨市 小原東 356
事業者の電話番号・FAX	TEL0553-22-9898 fax0553-23-0285
代表者氏名	理事長 古屋和仁
定款の目的に定めた事業	この法人は、教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に従い、優秀な人材を育成することを目的とする。

2 事業の概要

種別	こども園 幼稚園型		
名称	認定こども園 くさかべ幼稚園		
所在地	山梨市 小原東 356		
電話番号・FAX	TEL0553-22-9898 fax0553-23-0285		
園長氏名	園長 古屋広美		
開設年月日	昭和56年4月1日		
利用定員	幼稚園部	1号認定(新2号含)	25名
		2号認定	23名
	保育部	3号認定	17名
取扱う保育事業	一時預かり保育事業・延長保育事業		

3 事業実施場所 施設・設備の概要 (別紙にて)

4 事業の目的、運営方針

目的	本園は、学校教育法第22条、第23条、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第6条の規定及び認定こども園くさかべ幼稚園の保育・教育理念により、1歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた、一貫した保育・幼児教育を行うとともに、その心身の発達を助成することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・四季を通した体験や経験からの学び。・子どもの興味や可能性を広げ、個性を大切に育む。・集団生活を通してお互いを思いやる心、協力し何事にも頑張ろうとする意欲、やり抜く力の育成。・未来を創り出す基礎形成に向け、バランスのとれた心身の発達の支援。・ひとりひとりに愛情をそそぎ、昨日できなかつたことが今日できるようになる、子どもの成長をサポートする保育を行います。

5 職員体制

園長	1人
副園長	1人
事務長	1人
幼稚園部	7人（主幹教諭1人 副主任教諭1人）※うち非常勤1人
保育部	7人（主幹教諭1人）※うち非常勤2人
栄養士	1人
調理員	1人
預かり保育担当	2人（さくら組・幼稚園型/一般型）
バス送迎職員	2人
特別教室講師	6人（英語、習字、体育、リトミック、わくわくスポーツ教室、茶道）

6 保育・教育を提供する日（休日等について記載）

教育認定	7月26日～8月21日（28日間） 12月26日～1月7日（13日間） 3月25日～3月31日（7日間） ※始業式、終業式、個別懇談等の場合は、半日保育になります。（2号認定を除く） ※職員の研修会等の大会実施時には、休園（半日保育）とさせていただきます。 土曜日、日曜、祭日、国民の休日、県民の日（運動会、生活発表会代休）
保育認定	日曜、祭日、国民の休日、年末年始（12/29から1/3） 2号認定のみ（運動会・生活発表会が祝祭日・日曜日実施の場合、代休の場合があります。）

※ 当園は、災害その他、急迫の事情があるときは特定教育・保育の提供を行わないことがあります。

7 保育・教育を提供する時間

（1）開園時間

月曜日～金曜日	午前7時40分から午後18時40分まで
土曜日	午前8時00分から午前12時00分まで

（2）教育・保育認定別 保育時間

月曜日～金曜日	午前9時00分から午後15時00分まで	（教育認定）
	午前8時00分から午後16時00分まで	（保育短時間認定）
	午前7時40分から午後18時40分まで	（保育標準時間認定）
土曜日	午前8時00分から午前12時00分まで	（保育認定）

※ 土曜日は、就労支援のため、保育認定児のみの保育となります。

8 預かり保育(さくら組)と延長保育について

(1) 預かり保育 (対象 : 1号認定)

※利用の都度事前申し込みが必要になります。 (電話・口頭にて連絡可)

早朝預かり(預かり保育)	・時間：午前 7 時 40 分から 9 時 00 分まで ・利用曜日：月～金 ・利用料 1 回：100 円
放課後預かり(預かり保育)	・時間：午後 15 時 00 分から 18 時 00 分まで ・利用曜日：月～金 ・利用料：100 円 / 1 時間 + おやつ代 100 円 (但し午後 15 時 30 分以降からかかります。) ※保護者の事情等により、18 時 00 分を過ぎる場合は都度相談願います。
土曜日預かり (預かり保育) ※希望される場合は、事前に「申請書」の提出が必要となります。なお、申請される場合は就労証明が必要になります。	・時間：午前 8 時 00 分から 12 時 00 分まで ・利用料：300 円 / 1 回 (おやつ代 100 円) ※土曜日の保育は原則として 2・3 号保育認定児が対象になります。 ※土曜日は、園バス運行がありませんので、ご利用の場合は保護者の送迎をお願いします。
長期休業預かり (夏・冬・春休み期間) ※希望される場合は、事前に「申請書」の提出が必要となります。	・時間：午前 8 時 00 分から午後 16 時 00 分まで ・利用曜日：月～金 ・1 日利用：1,000 円 + (給食費 345 円 + 10 時のおやつ代 100 円) ※他教材費 ※放課後午後 15 時 30 分からは、おやつ代 100 円

・・・ 預かり保育の無償化について (対象 : 新2号認定) ・・・

概要	1号認定児で、父母の就業等により市町村に申請書を提出（新2号認定）したご家庭に対して、利用した預かり保育料を補助する制度です。但し、補助額は月額最大 11,300 円です。
対象者	1号認定児で保育の必要性の要件を満たしたご家庭。 但し、育児休業中は対象外です。
無償化の内容	① 早朝預かり利用料：100 / 1 回 ② 放課後預かり利用料：100 円 / 1 時間 × 利用時間 + おやつ代 100 円 ③ 長期預かり保育(春・夏・冬休業) 利用料：1,000 円 (教材、ワーク代、10 時おやつ代、給食費は別途集金)

(2) 延長保育 (対象 : 2号・3号 短時間認定)

※利用の都度事前申し出が必要になります。 (電話・口頭にて連絡可)

早朝預かり (延長保育)	・時間：午前 7 時 40 分から 8 時 00 分まで ・利用曜日：月～金 利用料：100 円
延長保育	・時間：午後 16 時 00 分から 18 時 00 分まで ・利用曜日：月～金 ・午後 16 時以降は利用料：100 円 / 1 時間 × 利用時間 + おやつ代 100 円 ※保護者の事情等により、18 時 00 分を過ぎる場合は都度相談願います。

(3) 延長保育（対象：2号・3号 標準時間認定）

※利用の都度事前申し出が必要になります。（電話・口頭にて連絡可）

延長保育	・時間：午後18時40分から19時10分まで ・利用曜日：月～金 ・利用料1回：100円
------	--

(4) その他

夏・冬・春休み期間中保育時のおやつ代について（対象：2号 短時間・標準時間認定）

夏・冬・春休み期間中	・10時のおやつ代 100円/1回
------------	-------------------

- ◆ なお、上記、預かり保育および延長保育時における利用料等は、現金集金扱いとさせていただきます。

9 保育料および特定負担金等について

(1) 幼稚園部（1号認定・2号認定）

基本負担金	※無償化により無料
特定負担金	① 施設設備費/月 2,000円（大型施設環境整備積立金） ② 教育充実費/月 2,000円（クラス費 500円、行事費 500円を含む） ③ 施設維持費/月 700円 ④ 2号認定（標準）おやつ代 2,000円（事前に数を準備する為一律となります）
その他・冷暖房費/月 500円	
・給食費 1食 345円（税込）×実食日 （内訳：1食 270円+牛乳代 75円）	
・通園バス利用料/月 3,000円（片道 1,500円）※利用者のみ	
※そのほか、保護者会「みどり会」の会費の徴収があります。	

(2) 保育部（3号認定）

基本負担金	※居住する市町村の定める金額
特定負担金	① 施設設備費/月 2,000円（大型施設環境整備積立金） ② クラス費 /月 500円 ③ 施設維持費/月 700円
その他・冷暖房費/月 500円	

- ◆ なお、上記保育料（基本負担金）および特定負担金等は、毎月10日に当月分を保護者様の指定口座（山梨信用金庫各支店）から口座振替にて納入願います。

10 提供する保育・教育の内容

- ◎ 本園の保育・教育内容は、幼稚園教育保育要領、認定こども園教育保育要領の健康、人間関係、環境、言語、表現等の領域とする。

<毎日の保育・教育の流れ>

開園	7:40	・保育認定(2・3号標準時間認定) 順次登園 ~ ※早朝預かり開始 (1号認定は預かり保育、2・3号短時間認定は延長保育) ~
	8:00	・保育認定(2・3号短時間認定) 順次登園 ~
	9:00	・教育認定(1号認定) 順次登園 ~ ・幼稚園部 自由遊び(室内外)
	10:00	・おやつ(保育部)
	10:30	・本日の活動(幼稚園部・保育部)一斉保育 ~
	12:00	・昼食(給食)
	14:00	・幼稚園部 自由遊び(室内外)
	15:00	・教育認定(1号認定) 順次降園 ~ ※放課後預かり保育開始 ~ (1号認定)
	15:30	※延長保育開始 ~ (2・3号短時間認定) ・おやつ ~ 順次降園 ~
	18:00	※放課後預かり保育終了 (1号認定)
閉園	18:40	※延長保育終了 (2・3号短時間認定)
	~19:10	※延長保育終了 (2・3号標準時間認定のみ)

<クラス編成と保育計画>

クラス名	保育計画
(たんぽぽ組) 満1歳児	身近な保育士との関わりの中で信頼関係を深め、保育士を仲立ちにして友達への関心を広げていく。
(たんぽぽ組) 1歳児	身近な保育士との関わりの中で信頼関係を深め、保育士を仲立ちにして友達への関心を広げていく。
(たんぽぽ組) 2歳児・満3歳児	身の回りのことを自分でしようとし、自分の意思・要求を言葉で表現できるようになる。
(ひまわり組) 年少児	基本的生活習慣を身につけ楽しく過ごす。保育士や友達と遊び、集団生活の心地よさを知る。思いや要求を自分なりの言葉や行動で表現する。
(ちゅうりっぷ組) 年中児	身近な自然との関わりや、異年齢児との友達の関わりから豊かな感性や思いやりを養う。
(すみれ組) 年長児	年長児としての生活を通し、意欲と思いやりの心を培う。

11 給食等について

- (1) 保育部は毎日給食になります。
- (2) 幼稚園部は下記のとおり

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|-------|
| ・お弁当の日：月曜日選択制給食 | ・毎月2回(園だより参照)お母さん弁当持参 | ・水筒持参 |
| ・幼稚園(箱弁当)給食：毎週4日(火～金曜日) | ・幼児用牛乳(任意) | |

(注) アレルギー対応：生活管理指導表の提出により除去食を提供 **※事前にご相談(連絡)をお願いします。**

12 健康診断、健康管理について

- (1) 健康診断：内科検診、歯科健診、尿検査等 ※全園児 年2回実施
- (2) 健康管理：体調不良等の場合は症状の把握、体温測定等を行い、保護者様へ連絡します。

- | |
|--|
| ・園での与薬等につきましては、「 与薬依頼書 」の提出をお願いします。 |
|--|

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- | |
|--|
| ・発生した場合の連絡(掲示板、園便り、保健便り、メール等) |
| ・法定感染症の場合は「 登園許可証 」、法定外感染症の場合は「 登園届 」の提出をお願いします。 |

14 嘱託医 以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	飯島医院
医 院 長 名	飯島昭彦
所 在 地	山梨県山梨市小原西 5
電 話 番 号	0553-22-0015

15 嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	三神歯科医院
医 院 長 名	三神 仁
所 在 地	山梨県山梨市上之割 184-1
電 話 番 号	0553-22-5576

16 地域防災拠点、広域避難場所 地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	第一次避難・本園（くさかべ幼稚園内にて待機）
広域避難場所	山梨北中学校 グランド

17 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

18 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

19 苦情相談窓口

要望・苦情等：面接、電話、文書、ご意見箱などの方法により、相談・苦情を受け付けています。